

資料 4

様式第 1－6（日本工業規格 A 列 4 番）

三 活 第 号
令和 年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号
三原市地域公共交通活性化協議会
会 長 上 水 流 久 彦

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

地域内フィーダー系統確保維持計画

令和 年 月 日

(計画期間) 令和7年度から令和9年度

(名 称) 三原市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
三原市 地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
三原市の公共交通は鉄道や路線バスをはじめ、市内6地域で運行する地域コミュニティ交通や定期航路など、各種の地域公共交通が市民生活を支えています。(別紙「三原市公共交通体系図参照」) 本市では、平成27年3月に「三原市地域公共交通網形成計画」(以下「第1期計画」)を策定し、市民協働による利便性が高く持続可能な地域公共交通体系の構築を基本理念に、具体的な施策や事業に取組んできました。 一方で、従前から続く市の人口減少・高齢化は一層進行し、更には交通事業者の乗務員不足が運行サービス維持を阻害するまでに深刻化しているなど、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しています。 こうした状況の中、第1期計画の計画期間が平成31年度で満了となるため、令和2年3月に令和2年度から5ヵ年を計画期間とする「第2期三原市地域公共交通網形成計画」(以下「第2期計画」)を策定しました。 第2期計画では、これまで推進してきた第1期計画の基本的な考え方を踏襲するとともに、将来の本市の姿を見据えた持続可能な地域公共交通体系の形成を図ることにより、市民生活の利便性と福祉の向上に資することを目的に、取組みを行っていきます。 【本郷地域】【申請番号(1)～(9)】 三原市の南西部に位置する本郷地域においては、中心部にJR本郷駅や三原市役所本郷支所、本郷中央病院などの病院・医院、大規模スーパー等が集中しており、地域住民の日常生活の主要な目的地となっています。 本郷地域の公共交通は、JR、民間事業者が運行する路線バス(3路線)の他、三原市が運営主体とした本郷地域の中心部と周辺部を繋ぐ路線定期運行の本郷地域内交通バスを運行していました。 しかし、この本郷地域内交通バスの利用状況は収支率4.4%(平成27年度)と低い状況であり、また、第1期計画において、収支率10%未満の地域コミュニティ交通は運行を見直すこととしていることから、地域住民にとって、より利用しやすく、利便性の高い新たな地域コミュニティ交通として、本郷町町内会長連合会が運営する区域運行のデマンド型乗合タクシー(本郷ふれあいタクシー)を導入し、平成28年10月から運行を開始しました。 本郷ふれあいタクシーの導入により、これまで路線バス利用不便地区であった住民(特に高齢者)も利用することが可能となり、地域内での通院や買物などの日常生活の移動や、更には鉄道駅や地域間幹線系統バスとの接続により、地域外への広域的な移動手段も確保することができます。 【久井地域】【申請番号(10)～(11)】 三原市の北部に位置する久井地域では、人口減少が激しく、高齢化率は48.7%(R2国勢調査)と高く、今後も上昇することが見込まれます。 地域内には診療所などがありますが、住民は買物や通院のため、三原市内や隣接する世羅町へ出かけています。 久井地域の公共交通は民間事業者が運行する路線バス(2路線)の他、三原市が路線定期運行のコミュニティバス「久井ふれあいバス」を運行していました。運行を開始した平成24年度には1日平均19.6人の利用がありましたが、利用者は年々減少し、令和2年度では1日平均7.9人、収支率は6.3%と大変低い利用状況となっていました。第2期計画では、収支率10%未満の地域コミュニティ交通は運行内容を見直すこととしていることから、地域住民にとって、より利用しやすく、利便性の高い新たな地域コミュニティ交通として久

井町自治区連合会が運営する区域運行のデマンド型乗合タクシーはなさく号を導入して令和3年10月から運行を開始しました。

久井町乗合タクシーはなさく号の導入により、これまで路線バスや久井ふれあいバスが利用できなかった住民も利用することが可能となり、地域内での通院や買物などの日常生活の移動や、更には地域間幹線系統バスとの接続により、三原市中心部や世羅町への移動手段も確保することができます。

【八幡地域】【申請番号(12)】

三原市の東部中央に位置する八幡地域では、少子高齢化が進行しており、高齢化率は47.5%（R2国勢調査）と高く、今後更に上昇するものと見込まれます。

地域内には商店やスーパー、病院などはなく、住民は買物や通院等のため、三原市内や隣接する尾道市御調町へ出かけています。

八幡地域の公共交通は、民間事業者が運行する路線バス（3路線）が運行していましたが、そのうち八幡町と尾道市御調町を連絡する唯一の路線である御調線は長年利用者が少なく、平成29年度の収支率は7.1%と低い状況で、運行するバス事業者は廃止したい意向でした。また、第1期計画においても、収支率20%未満の系統については、廃止もやむを得ないものとしており、系統の廃止により交通空白地区となる地域においては、住民主導の地域コミュニティ交通導入を検討することとしています。

上記の状況から、路線バスに替わる町内会組織が運営する地域コミュニティ交通の導入について、町内会、尾道市及び運行事業者と検討を進めた結果、八幡町内会が運営する区域運行型のデマンド型乗合タクシー（八幡町民タクシーさくら号）を導入し、平成30年10月から運行を開始しました。

八幡町民タクシーさくら号の導入により、全ての地域住民が利用可能となり、隣接市への通院や買物などの日常生活の移動や、更には地域間幹線系統バスとの接続により、三原市中心部への移動手段も確保することができます。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

【本郷地域】【申請番号(1)～(9)】

「本郷ふれあいタクシー」年度別（4月～3月）利用実績

区分	利用者数	運行日数	1日平均利用者数	収支率
平成28年度 (10月～3月)	1,738人	71日	24.5人	6.8%
平成29年度	5,328人	143日	37.3人	13.2%
平成30年度	5,868人	135日	43.5人	14.9%
平成31年度	6,689人	141日	47.4人	16.5%
令和2年度	5,226人	147日	35.6人	12.1%
令和3年度	4,582人	143日	32.0人	10.6%
令和4年度	5,284人	147日	35.9人	11.9%
令和5年度	5,550人	142日	39.1人	12.6%

平成28年10月の運行開始から利用者は年々増加傾向にありましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により大きく減少し、令和3年度はさらに減少していましたが、令和4年度は増加に転じ、令和5年度においても増加が継続しています。令和7～9年の3年度については、令和5年度実績に基づき、収支率12.6%以上、利用者数／1日39.1人以上を目標値に設定します。

1日平均利用者数及び収支率の目標値については、今後の事業費や利用実績に応じて、適宜見直しを行い設定します。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 5 年度実績
収支率	12.6%以上	12.6%以上	12.6%以上	12.6%
利用者数／1 日	36.1 人以上	36.1 人以上	36.1 人以上	36.1 人

※全系統での目標値

【久井地域】【申請番号(10)～(11)】

「久井町乗合タクシーはなさく号」年度別利用実績

区分	利用者数	運行日数	1 日平均 利用者数	収支率
令和 3 年度 (10 月～3 月)	785 人	70 日	11.2 人	4.3%
令和 4 年度	1,880 人	147 日	12.8 人	6.9%
令和 5 年度	1,600 人	142 日	11.3 人	6.1%

令和 7～9 年の 3 年度について、第 2 期計画で定める地域コミュニティ交通の運行継続基準の収支率 10%以上を確保することを目標とします。

また、令和 6 年度の事業費見込みから、収支率 10%以上（優待乗車補填金相当額を含む）を確保するためには、1 日平均 20 人以上の利用者が必要と推計し、目標値を設定します。

収支率及び 1 日平均利用者数の目標値については、運行開始後の事業費実績や利用状況に応じて、適宜見直しを行い設定します。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 5 年度実績
収支率	10%以上	10%以上	10%以上	6.1%
利用者数／1 日	20 人以上	20 人以上	20 人以上	11.3 人

※久井地域乗合タクシー事業費見込（令和 6 年度）：8,407,440 円

収支率 10%：840,744 円（事業費見込み×10%）

1 日当たり利用者数：840,744 円／300 円（1 乗車）／144 日（運行日数）＝19.5 人
 ≒20 人

【八幡地域】【申請番号(12)】

「八幡町民タクシーさくら号」年度別（4 月～3 月）利用実績

区分	利用者数	運行日数	1 日平均 利用者数	収支率
平成 30 年度 (10 月～3 月)	432 人	71 日	6.1 人	6.2%
平成 31 年度	1,159 人	143 日	8.1 人	8.7%
令和 2 年度	985 人	147 日	6.7 人	7.3%
令和 3 年度	1,099 人	143 日	7.7 人	8.2%
令和 4 年度	1,205 人	148 日	8.1 人	8.8%
令和 5 年度	1,227 人	143 日	8.6 人	9.0%

平成 30 年 10 月に運行開始した八幡町民タクシーさくら号の利用者は増加傾向にありましたが、新型コロナの影響により令和 2 年度は減少し、令和 3 年度には再び増加に転じ、令和 4 年度、令和 5 年度と着実に利用者が増加しています。令和 7～9 年の 3 年度については、第 2 期計画で定める地域コミュニティ交通運行継続基準の収支率 10%以上を確保することを目標とします。

また、令和 6 年度の事業費見込から、収支率 10%以上（優待乗車補填金相当額を含む）を確保するためには、1 日平均 10 人以上の利用者が必要と推計し、目標値を設定します。収支率及び 1 日平均利用者数の目標値については、今後の事業費や利用実績に応じて、適宜見直しを行い設定します。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 5 年度実績
収支率	10%以上	10%以上	10%以上	9.0%
利用者数／1 日	10 人以上	10 人以上	10 人以上	8.6 人

※八幡町民タクシーさくら号事業費見込（令和 6 年度）：4,170,000 円

収支率 10%：417,000 円（事業費見込×10%）

1 日平均利用者数：417,000 円／300 円（1 乗車）／146 日（運行予定日数）＝9.5 人
 ≒10 人

（２）事業の効果

【本郷地域】【申請番号(1)～(9)】

区域運行（デマンド型乗合タクシー）の導入により、これまで路線バス利用不便地区であつた住民も利用することが可能となり、特に高齢者を中心とした日常生活に必要不可欠な移動手段を確保することができます。

また、地域間幹線系統の三原本郷循環線（芸陽バス）との接続により、市内中心部への移動手段の確保、高齢者の外出促進、地域住民の活動機会の増加、地域の活性化に繋がります。

【久井地域】【申請番号(10)～(11)】

区域運行（デマンド型乗合タクシー）の導入により、これまで久井ふれあいバスが利用できなかった住民も利用することが可能となり、特に高齢者を中心とした日常生活に必要不可欠な移動手段を確保することができます。

また、地域間幹線系統甲山・三原線（中国バス）との接続により、市内中心部や世羅町への移動手段の確保、高齢者の外出促進、地域住民の活動機会の増加、地域の活性化に繋がります。

【八幡地域】【申請番号(12)】

区域運行（デマンド型乗合タクシー）の導入により、全ての地域住民が利用可能となり、特に高齢者を中心とした日常生活に必要不可欠な移動手段を確保することができます。

また、地域間幹線系統甲山・三原線（中国バス）との接続により、市内中心部への移動手段の確保、高齢者の外出促進、地域住民の活動機会の増加、地域の活性化に繋がります。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【本郷地域】【申請番号(1)～(9)】

運行状況を検証し、運営主体の本郷町町内会長連合会及び運行を担うタクシー事業者と意見交換や協議等を実施するとともに、各地域の集まりでの利用の呼びかけや地域住民へ利用の方法や状況等を情報提供するなど、各種普及・利用促進の取組を行う。

【久井地域】【申請番号(10)～(11)】

運行状況を検証し、運営主体の久井町自治区連合会及び運行を担うタクシー事業者と意見交換や協議等を実施するとともに、地域の集まりでの利用の呼びかけや地域住民へ利用の方法や状況等を情報提供するなど、各種普及・利用促進の取組を行う。

【八幡地域】【申請番号(12)】

運行状況を検証し、運営主体の八幡町内会及び運行を担うタクシー事業者と意見交換や協議等を実施するとともに、地域の集まりでの利用の呼びかけや地域住民へ利用の方法や状況等を情報提供するなど、各種普及・利用促進の取組を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

【本郷地域】【申請番号(1)～(9)】

- ①事業者名 双葉運輸(株) 双葉タクシー
 (株)エフ・ジー 本郷タクシー
 おかの交通(株) やっさタクシー

②運行系統図 資料「1-1」参照

船木路線	[発地] 免開集会所前	[着地] マックスバリュ
北方路線	[発地] 本谷集会所前	[着地] 本郷駅
南方路線	[発地] 日名内下集会所前	[着地] 本郷駅

③運行ダイヤ・運行日・利用方法等 資料「1-2」参照

12 便/日

運行日：月曜日、水曜日、金曜日（運行日が祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休）

④運行路線

事業者は1ヶ月ごとに運行する路線を交代する。

○双葉運輸㈱	船木路線	10月、1月、4月、7月
	北方路線	11月、2月、5月、8月
	南方路線	12月、3月、6月、9月
○㈱エフ・ジー	船木路線	12月、3月、6月、9月
	北方路線	10月、1月、4月、7月
	南方路線	11月、2月、5月、8月
○おかの交通㈱	船木路線	11月、2月、5月、8月
	北方路線	12月、3月、6月、9月
	南方路線	10月、1月、4月、7月

○運送予定者の選定について

本郷町内に営業所を有するタクシー事業者のうち、運行の意向があった者の中から、十分な運行の安全性（事業者実績、行政処分状況、重大事故の発生状況）、運行管理体制、運行車両の保有状況、運転者の指導教育体制、利用者への情報提供、苦情対応体制、事故等の緊急時の処理体制選任計画安全運行などを総合的に判断して選定しました。

【久井地域】【申請番号(10)～(11)】

①事業者名 (有)久井交通

ハイランド交通

②運行系統図 資料「2-1」参照

[発地] 久井支所	[着地] くい診療所
[発地] 久井支所	[着地] 坂井原バス停

③運行ダイヤ・運行日・利用方法等 資料「2-2」参照

11 便/日

運行日：月曜日、水曜日、金曜日（運行日が祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休）

○運送予定者の選定について

久井町内に営業所を有し、運行の意向があったタクシー事業者で、十分な運行の安全性（事業者実績、行政処分状況、重大事故の発生状況）、運行管理体制、運行車両の保有状況、運転者の指導教育体制、利用者への情報提供、苦情対応体制、事故等の緊急時の処理体制選任計画安全運行などを総合的に判断して選定しました。

【八幡地域】【申請番号(12)】

①事業者名 (有)久井交通

②運行系統図 資料「3-1」参照

[発地] 八幡町コミュニティホーム	[着地] みつぎ総合病院
-------------------	--------------

③運行ダイヤ・運行日・利用方法等 資料「3-2」参照

11 便/日

運行日：月曜日、水曜日、金曜日（運行日が祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休）

○運送予定者の選定について

当地域には営業所を有するタクシー事業者がないため、当地域から比較的近い場所に営業所を有するタクシー事業者のうち、運行の意向があった者の中から、十分な運行の安全性（事業者実績、行政処分状況、重大事故の発生状況）、運行管理体制、運行車両の保有状況、運転者の指導教育体制、利用者への情報提供、苦情対応体制、事故等の緊急時の処理体制選任計画安全運行などを総合的に判断して選定しました。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 【本郷地域】【申請番号(1)～(9)】 運営主体の本郷町町内会長連合会が運行を委託するため、委託料相当額を市から本郷町町内会長連合会へ補助金を交付する。 【久井地域】【申請番号(10)～(11)】 運営主体の久井町自治区連合会が運行を委託するため、委託料相当額を市から久井町自治区連合会へ補助金を交付する。 【八幡地域】【申請番号(12)】 運営主体の八幡町内会が運行を委託するため、委託料相当額を市から八幡町内会へ補助金を交付する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 【本郷地域】【申請番号(1)～(9)】 利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。 【久井地域】【申請番号(10)～(11)】 利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。 【八幡地域】【申請番号(12)】 利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 ※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 ※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 ※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標 ※該当なし (2) 事業の効果 ※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・協議会の設立 平成 21 年 3 月 18 日地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、ならびに道路運送法に基づき「三原市地域公共交通活性化協議会」を設立。 ○平成 27 年度三原市地域公共交通活性化協議会開催状況 第 1 回 平成 27 年 6 月 17 日 本郷地域内交通の利用実績及び見直し方針について報告 第 2 回 平成 27 年 9 月 30 日 第 3 回 平成 27 年 12 月 25 日 本郷地域内交通の見直しについて報告 第 4 回 平成 28 年 3 月 25 日 本郷地域内交通の見直しに係る住民アンケート結果報告 ○平成 28 年度三原市地域公共交通活性化協議会 第 1 回 平成 28 年 6 月 28 日 本郷地域への区域運行（デマンド型乗合タクシー）導入について合意 地域内フィーダー系統確保維持計画承認 協議会が補助対象事業者になることについて合意 第 2 回 平成 28 年 12 月 1 日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告 第 3 回 平成 29 年 3 月 27 日 ○平成 29 年度三原市地域公共交通活性化協議会 第 1 回 平成 29 年 7 月 12 日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告 八幡地域コミュニティ交通導入の検討について報告 地域内フィーダー系統確保維持計画承認 協議会が補助対象事業者になることについて合意 第 2 回 平成 29 年 12 月 20 日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を協議 第 3 回 平成 30 年 3 月 23 日 八幡地域コミュニティ交通導入の検討状況について報告 ○平成 30 年度三原市地域公共交通活性化協議会 第 1 回 平成 30 年 6 月 7 日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告 八幡地域への区域運行（デマンド型乗合タクシー）導入について合意 地域内フィーダー系統確保維持計画承認 協議会が補助対象事業者になることについて合意

第2回 平成30年11月29日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を協議

第3回 平成31年3月20日

○平成31年度三原市地域公共交通活性化協議会

第1回 令和元年5月22日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
地域内フィーダー系統確保維持計画承認
協議会が補助対象事業者になることについて合意

第2回 令和元年7月31日

第3回 令和元年10月29日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告

第4回 令和元年12月4日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を協議

○令和2年度三原市地域公共交通活性化協議会

第1回 令和2年7月15日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
地域内フィーダー系統確保維持計画承認
協議会が補助対象事業者になることについて合意

第2回 令和2年12月15日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
久井地域への乗合タクシー導入に係る検討状況の報告
地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を協議

第3回 令和3年3月19日 久井地域への区域運行（デマンド型乗合タクシー）導入
について合意

○令和3年度三原市地域公共交通活性化協議会

書面審議 令和3年6月18日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
地域内フィーダー系統確保維持計画承認
協議会が補助対象事業者になることについて合意

書面審議 令和3年7月26日

書面審議 令和3年11月10日

第1回 令和3年12月24日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を協議

第2回 令和4年3月16日

○令和4年度三原市地域公共交通活性化協議会

第1回 令和4年6月21日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
地域内フィーダー系統確保維持計画承認
協議会が補助対象事業者になることについて合意

第2回 令和4年12月20日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を協議

第3回 令和5年3月24日

○令和5年度三原市地域公共交通活性化協議会

第1回 令和5年6月27日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
地域内フィーダー系統確保維持計画承認

第2回（書面審議） 令和5年10月19日

第3回 令和5年12月21日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を協議

第4回（書面審議） 令和6年1月12日

第5回 令和6年3月26日

○令和6年度三原市地域公共交通活性化協議会

第1回 令和6年5月20日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
地域内フィーダー系統確保維持計画承認

令和7年度 年4回開催予定

令和8年度 年4回開催予定

令和9年度 年4回開催予定

19. 利用者等の意見の反映状況

【本郷地域】

- 平成 27 年 8 月、9 月、12 月
本郷地域の各町内会長へ見直しに係る説明及び意見交換を実施
 - ①地域組織が運営主体とした地域コミュニティ交通導入の同意
 - ②区域運行（デマンド型乗合タクシー）導入の希望
- 平成 28 年 1 月
本郷地域の代表者と新たなコミュニティ交通導入協議
 - ①運行計画案の概要を検討 ②地域住民アンケート項目の検討
- 平成 28 年 2 月 1 日～2 月 28 日
地域住民（船木・北方・南方地域）を対象にアンケートを実施
 - ①日常生活に伴う行動の把握 ②新しい交通の利用意向等の確認
- 平成 28 年 5 月 15 日～5 月 29 日
地域住民（本郷地域）を対象にアンケートを実施
 - ①日常生活に伴う行動の把握 ②新しい交通の利用意向等の確認
- 平成 28 年 4 月、5 月
本郷地域の代表者と新たなコミュニティ交通導入協議
 - ①アンケート結果を基に運行計画案の詳細を検討
- 令和 6 年 6 月、9 月
町内会、運行事業者と利用状況等に関する意見交換を実施
- 令和 7 年～9 年の 3 年度については、利用状況の把握やニーズ調査（運営主体との協議や利用者へのアンケート）を実施し、必要に応じてサービス内容の見直しを適宜行っています。

【久井地域】

- 平成 30 年 2 月、平成 31 年 2 月
「福祉ネット久井」と利用状況や今後の地域内交通に対する意見交換
デマンド型乗合タクシーの導入を望む意見があり
- 令和 2 年 6 月～
久井ふれあいバスの利用者減少もあり、町内会が運営するデマンド型乗合タクシー導入の検討を開始
- 令和 2 年 8 月
久井町自治区連合会とデマンド型乗合タクシー導入協議
 - ①導入スケジュールの確認 ②地域住民アンケート項目の検討
- 令和 2 年 9 月～10 月
地域住民を対象にアンケートを実施
- 令和 5 年 9 月
町内会、交通事業者、社会福祉協議会等と、利用状況や今後の利用促進策について意見交換を実施

【アンケート項目】

- ①日常生活に伴う行動の把握 ②乗合タクシーの利用意向やサービス内容の要望
- 令和 3 年 1 月～2 月
久井町自治区連合会とデマンド型乗合タクシー導入協議
 - ①アンケート結果を基に運行計画案の詳細を検討
- 令和 7 年～9 年の 3 年度については、利用状況の確認や利用者等の意見・要望に応じて、サービス内容の見直しを適宜行っています。

【八幡地域】

- 平成 29 年 3 月 地域住民を対象にアンケートを実施。
 - ①路線バス御調線の利用状況 ②乗合タクシーを導入した場合の利用意向
- 平成 29 年 12 月、平成 30 年 2 月
路線バスに替わり、地域組織が運営する地域コミュニティ交通の導入について、町内会役員及び地域住民と協議・意見交換を実施。
 - ①地域組織が運営主体とした地域コミュニティ交通導入の同意

②区域運行（デマンド型乗合タクシー）導入の希望

○平成30年3月・4月

町内会代表者と区域運行のデマンド型乗合タクシーの導入協議。

①アンケート結果を基に運行計画案の詳細を検討

○平成31年4月

路線バスのダイヤ改正に合わせ、ダイヤを見直し。

○令和6年1月

町内会と利用状況や今後の利用促進策について意見交換を実施

○令和7年～9年の3年度については、利用状況の把握やニーズ調査（運営主体との協議や利用者へのアンケート）を実施し、必要に応じてサービス内容の見直しを適宜行っています。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）広島県三原市港町三丁目5番1号

（所 属）三原市生活環境部生活環境課

（氏 名）森木 謙之

（電 話）0848-67-6178

（e-mail）seikatsukankyo@city.mihara.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	經由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・別表9)	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
三原市	双葉運輸㈱	(1) 船木路線		船木地区		往復 km	48日	576回			区域運行	①	③
		(2) 北方路線		北方地区		往復 km	47日	564回			区域運行	①	③
		(3) 南方路線		南方地区		往復 km	50日	600回			区域運行	①	③
		(4) 船木路線		船木地区		往復 km	50日	600回			区域運行	①	③
	㈱エフ・ジー	(5) 北方路線		北方地区		往復 km	48日	576回			区域運行	①	③
		(6) 南方路線		南方地区		往復 km	47日	564回			区域運行	①	③
		(7) 船木路線		船木地区		往復 km	47日	564回			区域運行	①	③
		(8) 北方路線		北方地区		往復 km	50日	600回			区域運行	①	③
		(9) 南方路線		南方地区		往復 km	48日	576回			区域運行	①	③
		(10) 久井路線		久井地区		往復 km	145日	980回			区域運行	①	③
		(11) 久井路線		久井地区		往復 km	145日	800回			区域運行	①	③
		(12) 八幡路線		八幡地区		往復 km	145日	1,595回			区域運行	①	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「經由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間幹線系統又は、営業区域を示した地図を添付すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」利便増進特例措置について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	三原市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	45,888
交通不便地域等	9,660

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
3,947	久井町	過疎地域自立促進特別措置法
5,123	大和町	過疎地域自立促進特別措置法
590	鷺浦町	離島振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
第2期三原市地域公共交通網形成計画	令和2年3月	—

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)